

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年4月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第11号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条業務課の項第10号中「中央卸売市場第一市場取引委員会」を「中央卸売市場第一市場青果部取引委員会及び中央卸売市場第一市場水産物部取引委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)